

タイにおける不法伐採

増 子 博

今日(62. 2. 21)の読売新聞朝刊に、「熱帯雨林の伐採・7割が日本向け」というテーマで、タイにおける森林破壊の問題がドキュメンタリーな記事で紹介され、“ビルマとの国境の山で、不法に伐採されたチーク材を摘発するタイの森林警察官”というタイトルの珍しい写真があった。

インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピンなど東南アジアでは、毎年180万ha、四国とほぼ同じ面積の森林が消えている(FAO調べ)。森林消滅の原因は高地原住民による焼畑農業、森林から耕作地への組織的転換、それに、非合法的な森林伐採であるという。東南アジアで伐採される木材の7割の輸出先は日本であるということからも我々日本人はこの問題に関して実態の認識が必要であることを強調していた。

標記のテーマでの強い問題意識を持った発端は、私が5年前、タイにおける木材伐出訓練計画プロジェクトにかかる調査で実情を目のあたりにし、当プロジェクトの必要性を認識したことによる。その後、当プロジェクトが成立し、リーダーとして参加する機会を得て、プロジェクトの存在意義という面から特にこの問題に関心をもち、可能な限りの究明を図ろうとした。ところが、この種の調査は、データがほとんどないこと、国の恥部であり当局は実態を教えないこと、および、その究明には危険が伴うことなどの理由から、その真の実態の把握は大変なことである。そこで不備な点もあるがその意義を確信し、その一端を紹介する。

1. 森林破壊と不法伐採

タイの森林面積は、1961年の調査によると国土の半分以上、約2,736万haであったが、1982年の見積りでは国土の約30%、1,566万haまで減少しているという。今でも毎年40万haの森林が失われており、自然保護論者は、タイの森林はもはや全土の18%しか残されてなく、かつて、タイ北部はチーク材を主とする有用樹種の森林資源の宝庫であったが、今はその森林の半分以上が消滅し、裸地、農地または木材生産に使えない低質材の二次林となっているといっている。

タイの森林破壊の主な原因の一つは焼畑農法である。特に、ビルマ、ラオスにまたがる北部山岳地帯においては、山岳民族によるケシの栽培が焼畑農法によって行なわれており、ゴールデントライアングル地帯におけるヘロインの産地として有名な所で

MASUKO, Hiroshi: Illicit Cutting in Thailand

林野庁東京営林局(元伐出プロジェクト・リーダー)

もある。タイ政府はこの森林破壊、ヘロインの産地の汚名を返上しようと各国の援助で定地農業、作物転換を推進中である。

ところで、タイにおける森林破壊のもう一つの元凶である不法伐採については、その実態認識、政府の対応などいまひとつの感がする。どの程度の面積、伐採量が不法に収穫されているかというのは、盗伐による被害調査が全く行なわれていないために正確な数字は判らないが、1974年の木材需要調査によれば、タイ国内において消費された木材は約 650 万 m³ であり、政府によって供給される量は約 280 万 m³ となっている。タイの森林はそのほとんどが国有林であることから、木材供給の半分以上が非合法的に市場に供給されたことになる。まさに驚くべき信じがたい数字である。

林産公社 (FIO) は王室林野局 (RFD) から木材伐採、販売、造林の事業許可を与えられている最大の事業体である。表-1 は FIO の木材販売実績であるが、FIO は不法伐採、非合法輸入で没収した木材の販売も行っており、その量を知る貴重なデータである。チーク材と非チーク材に区分してあるが、チークは世界的に有名な高級材であり、かつてはタイの重要な輸出品目の一つであった。それが年々減少して、現在は年間十数万 m³ ぐらいの合法生産しかなされていない。それにもかかわらず、非合法生産材の没収材が表のように 4~8 万 m³ もあるということは、没収材の量が「氷山の一角」であるということから推定しても、異常な量といえるだろう。なお、この不法材処分量の中には国内で盗材された材の没収材のほか、ビルマ、ラオスなどの隣接国で伐採され、不法輸入された材の没収材も含んでいる。

不法伐採と森林破壊との関連は、まず、それが森林の保護や更新を考慮することなく行なわれているということである。RFD は経営区を設置し、秩序ある開発を進めようとしており、伐採方式も厳正な単木択伐方式を採用しているが、それが全く不法伐採に適用されないということに問題がある。不法伐採に付随して発生するのが森林火災である。悪質なのは証拠隠滅のために行う作為的なものである。森林破壊の間接的なものとしては、それが極端に低い木材利用率であるという点で、貴重な木材資源が利用されずに捨てられ、灰となっていることがあげられる。もし不法に伐倒された材が集約利用されたなら、より少ない森林開発でより多くの木材需要を満たすであろ

表-1 木材生産量及び不法材処分量 (FIO)

年	チーク				非チーク			
	生産材	不法材	計	%	生産材	不法材	計	%
1978—79	42,609	39,349	81,958	73	503,637	72,937	576,574	13
1979—80	39,908	40,683	80,591	45	470,133	34,672	504,805	7
1980—81	19,386	20,381	39,767	41	414,726	36,200	450,926	8
1981—82	22,419	21,426	43,845	60	380,795	50,121	430,916	12
1982—83	13,755	30,735	44,490	77	282,452	155,549	438,001	35
1983—84	20,543	39,500	60,044	66	356,188	126,952	483,140	26

うことは明らかである。

2. 不法伐採のタイプ

不法伐採の形態にはいろいろ考えられるが、大別して次の三つに分けられる。

一つは、地域住民の自活用として用材、薪炭材などを近くの国有林から伐採、収穫するようなケースである。タイでは山林の私有が原則として認められていないために、昔からの慣習で農山村民にとって近くの山は入会林的な性格をもち、自家用だけでなく重要な収入源として森林生産物を利用してきており、盗伐は罪悪感なしに一般的、恒常的に行なわれてきた。不法伐採に対しては、王室林野局の他に森林警察局が設けられ取り締りにあたっているが、こういった自家用材、特に薪炭材、竹材程度の小規模なものに対しては比較的寛大である。人口の増加に加えて、充分な仕事も収入源もない住民の生活を考えればやむを得ないというのがその理由である。

二つ目のタイプとしては、製材業者や地元のボスが関係して組織的、大規模的に不法伐採を行うものである。ここ数年のタイ経済の発展は木材の需要量を高めてきているが、森林資源の急な減少と奥地化によって木材生産は大幅にダウンし、輸入の厳しい制限も相まって極端な木材不足をきたし、木材価格も上昇している。このことが不法伐採を助長し、盗伐団も年々組織化され、手口も大胆になっている。1983年の一年間に森林警察が摘発した盗伐件数は11,266件、告発者5,198人、没収したチーク材117,000本、非チーク材69,000本、輸送に使われたトラック30台、集材に使われたトラクタ53台、象8頭、水牛88頭、チェンソー83台、ノコギリ469本である。これら没収された木材搬出用機材から推察して、まさに「盗伐産業」とも言えるスケールである。

この組織的な不法伐採、いわゆる盗材団の横行に対して、王室林野局もヘリコプターまで動員し厳しい取り締まりに当たっている。盗伐団も地方のボスやギャングと結びつき、買収工作や脅しによって対抗している。その結果、毎年確実に数人の森林監督官や、盗伐反対のキャンペーンをしたジャーナリストが殺されているという。また、盗伐団は地元の村人を雇用しているケースが多く、村人にとってはその雇用そのものが生活の保証でもあるため、村全体を敵にまわすことになり、取り締まりが全くできないといった例もある。

三つ目の場合は、不法伐採材の非合法輸入である。タイは自国内での大幅な木材供給不足という事情にありながら、外貨不足などの理由により厳しい木材の輸入制限を行っている。それが自国内での盗伐助長だけでなく、隣接国内での盗伐、非合法輸入をも盛んにしている。ビルマからは主としてチーク材、ラオスからはシタン、カリンなどの高品質材である。ビルマ、タイ国境は険しい山岳地帯であり、ビルマ政府に対して独立闘争をしているシャン、カレン、モン族の支配地域でもある。彼らの収入源の一つがチークの伐採、タイへの非合法輸出である。ラオスとタイの国境は広大なメコン川であるが、両国の経済交流は余りないために非合法的な木材の輸入がかなり多いようである。

3. 不法伐採の実例

私は昭和58年10月から三年間、タイにおいて木材生産技術訓練のプロジェクトに参加した。このプロジェクトは、森林破壊と極端な木材供給不足というタイの森林・林業事情に対処するもので、森林保全、資源の有効活用を考慮した木材供給体制の確立をめざすものである。不法伐採は完全な略奪林業であり、計画的、安定的木材供給手段からはほど遠い。プロジェクトの技術を普及、定着させることは重要な課題であるが、この拡大、定着した不法伐採の現実を無視することはできない。その実態を調べることは大変難しいことであり、余り首を突っ込むと生命の危険さえある。限られた範囲での調査のなかの一部を紹介する。

(1) ンガオ見本林における態様

ンガオ地区はタイ北部、ランパン市の北80kmほどに広がる標高400m～800mの山地で、チーク・フタバガキ科の落葉樹混交林であり、チークの造林など試験的、モデル的な施業を行っており、未だ貴重な森林資源が温存されている。見本林の中を北にのびるハイウエーが通り交通の便が良いので我々のプロジェクトの野外訓練用山林となった。

まず、国道に沿って20～30戸の部落が点在しており、米作、家畜を主とする定着農業を営んでいるが、副収入源を木炭、竹材の出荷に頼っている人々の事例である。森林官によると、木炭、薪用の原料としての国有林材の採取は黙認しているが、チークの伐採は厳しく取り締まっているとのことである。

この地域はプロジェクトのフィールドサイトであり、FIOの直営生産も行われていることから、相当きめ細かく広範囲にわたって調査ができた。この地区の特徴は、見本展示、施業林であり、路網も整備され、取り締まりもゆきとどいているため、組織的な盗伐は見当らなかった。しかし、村人による小規模ではあるが経常的な盗伐は盛んであり、写真に示すような製材所を設け、小幅板にして山から持ち出し、主として自家用に、一部は販売用としていた。小沢にはいくつもの製材所跡が観察され、多い

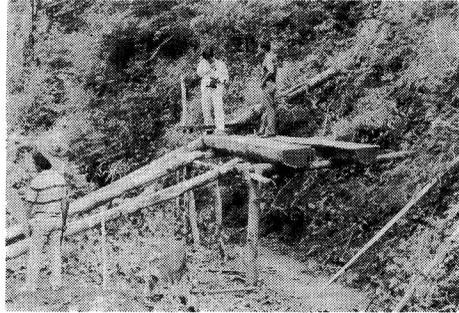


写真-1 ンガオ展示林内に作られたチーク材の製材現場—地元の人が手工具で製材する



写真-2 山道で移動中の盗伐団に遭遇した

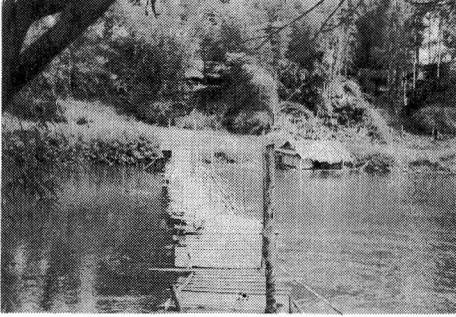


写真-3 ビルマ側にあるチークの製材工場—
製品はタイに密輸入される。

所では 50~60m 間隔で点在し、1か所当り約 10 本前後のチーク丸太が処理されたことが残廃材から推定できた。この地域を何度か回って気がついたことであるが、当局の取り締り対策と安定的伐採のためこの部落ではお互いに収穫する個所と量を調整し合っているようであった。

同じ地域に軍隊直轄の山林があり、厳しい管理下にあるため、かつてのチーク林の姿を残している。

タイの国有林の大部分は王室林野

局の管理下にあるが、国境地帯やンガオのような軍の演習場附近の山林は軍が管理している。そういった山林では不法伐採はないだろうと思っていたが、ある人の紹介でその地域の不法伐採者にコンタクトでき、現地もみる事ができた。国道から 15 km ほど入った所に山岳民族の部落があった。そこから数 km 入ったところが彼らの仕事場で、山岳民族の労働力を使い、大径木を伐倒し、厚板に製材し、彼らの牛車を使い国道まで運び、そこからトラックでチェンマイ、バンコックなどの消費地に輸送する。タイの特産品としてムク板の家具や木彫が有名であるが、それらの材料はこうした“業者”によって供給されていたのである。

タイでは、不法伐採材の流通の防止のため厳しい法律があり、ヘロインの運搬阻止のためあって、要所に 24 時間体制の検問所を設けている。特にチーク材の移動には多くの制約があり、木元から山元、山元から道路端、そこから市場への運搬、販売と、木材公社でさえもその都度面倒で時間のかかる手続が必要である。それにもかかわらず、不法伐採の生産とその流通は経常的に、円滑に行われていた。

(2) ビルマ国境からのチーク

タイ中部とビルマとの国境附近にメリットという人口 4~5 万の町がある。サルウィン川の支流を越えればビルマ領である。この町はタイの人なら誰れでも知っている密輸出入の基地の町である。タイからは電機製品から味の素にいたるまであらゆる文明国製品がビルマに行き、ビルマからは主として宝石とチーク材がタイ領に流れ込む。

知人の紹介で A さんというビルマチークの買付運搬業者に会った。A さんは、もしこれが公表されたら殺されるということで最初は極端に警戒していたが、「名前を出さない」、「タイでは公表しない」ということでやっと信用してくれ、ビルマ領からのコンスタントなチーク材の密輸入の実態について生々しく話してくれた。

附近のビルマ領はカレン族の支配する広大なチークの原生林で、まだ相当の資源が未開発のまま残っている。カレン族は自ずからの独立をかかげ、ビルマ政府軍と闘う資金としてチークを伐採し、タイの業者に売るのである。彼らは 2 年前に巻枯した

立木を伐採し、象によって搬出する。カレン人は象使いの名人であり、タイの盗伐にも雇用されている。国境沿いのビルマ側にタイ人経営の製材工場があり、そこで丸太が取り引きされ製材される。製材品は国境の川を渡ってタイ領であるメソットに運ばれ、一部は窓枠やドアなどの製品に加工されるが、大半はトラックに積込まれバンコックに運ばれる。Aさんの所有する大型トラックは7台あり他にも同じような業者が5~6あるそうで、メソットだけでも30数台のトラックが同じ目的に使われているということである。Aさんの所では1か月間にトラックで約70台、700 m³のチーク製材品をバンコックに運び、売りさばいているそうである。バンコックまでは約500 kmあり、途中で十数か所の検問所があるが、特別な了解のもとに通過が保証されている。そのためにはトラック1台当り2万バーツ(約14万円)の“通行料”をその筋に前もって支払わねばならない。ところが管轄の違いからくる連絡の不備や、新たなソデの下での要求などで時々つかまることがあるそうで、そういった余分な気配りや資金からすれば余りいい“ビジネス”ではないとコボしていたのが印象的であった。

(3) 不法材の取り引き

私は仕事の関係上、タイ在任中に公私にわたり多くの知人を得たが、大経済国かつ大木材輸入国日本の“木材関係の人”ということではいろんなビジネスの話が持ち込まれた。その中で注目されるのが、ビルマ、ラオス国境附近で不法に伐採された丸太を買ってくれないか、あるいは、日本の業者を紹介してくれという話であった。初めは“マユツバもの”と思い真剣にとり合わなかったが、“商談”の話が具体的かつ詳細であるうえに相当な立場の人物が登場したり、大手銀行の支店長が同席するとなると信じないわけにはゆかなかった。大きな“商談”は三件で、一つは、「ラオス国境に近い軍の直轄の森林約1万 haの有効広葉樹を買わないか」という話で、チーク、シタン、カリン材が少なくとも5~6万 m³はあるということであった。伐採、運搬、輸出は軍が保証するということがだが、「タイは製品以外の木材の輸出は禁じているが」といった質問に対しては、「ラオスからの材として扱えば問題はない」という返事であった。二つ目は、タイ国境のビルマ領にあるチーク立木の“伐出請負業”の話である。これまでカレン人が支配していた森林がビルマ政府軍に占拠されたためにチークの密輸入の仕事ができなくなった“業者”の人で、「ビルマ政府は日本の業者に、その地域の大量に巻枯しされた材を売りがっている。その際、搬出は、タイ領を経由する以外方法がなく、その仕事を我々にやらせてほしい。」というものであった。

最後の話は、1986年7月「ビルマ国境に近いメイホンソン県のある所に、すでに2万 m³のチーク丸太が積んであるが、日本の木材業者を紹介してほしい」というものであった。この話はその2か月後にタイのマスコミをにぎわした「Log Scandal」と直接結びつくものであったことから、これまでの“商談”についてもその真ぴょう性は高いと思われる。

4. タイの新聞ニュースから

この問題についての情報源の一つとして、私は在任中、国内の新聞を注目し、スク



写真-4 “誰れの製材機？”盗伐の話題がつかないタイの新聞

ラップした。不法伐採の発覚の割合はそれ程多くないと思われるが、その記事のスクラップは相当のものになった。その一部の概要を紹介する。

○「森林官、盗伐団に射殺される」

ターク県の森林で盗伐の現行犯を逮捕しようとした森林官が射殺された。犯人は逃走した。(NATION, 1984. 10. 15)

○「村人が警官を殺人未遂で訴える」

チョンブリで、村人の A さんは昨年 9 月 30 日、警官を含む 4 人組におそわれて九死に一生をえた。彼等は、同県内の不法伐採の事実を知っている彼を抹殺しようとした。(BANGKOK POST, 1985. 1. 10)

○「しぶとい盗伐団に手を焼く役人」

チークの産地であるプレー・ナン両県では盗伐の取締りに森林局と軍が一体となり、ヘリコプターなどの機動力を使って実施している。しかし、盗伐団もトランシーバーや移動製材機などを使い、より奥地の現場で夜間に作業を行うなどの戦術を導入し、取締りを難しくしている。(BANGKOK POST, 1985. 7. 28)

○「不法材の運搬、つかまる」

ハイウェー警察はチークの丸太と製材を積んだ 10 台のトラックと運転手を逮捕した。彼等はメーソットからバンコックに不法材を運ぶ途中であったところをシンブリのチェックポイントで発見されたが、そこに来るまで少なくとも 10 以上のチェックポイントを通過しなければならないとその警官は言っていた。(BANGKOK POST, 1986. 4. 6)

○「スラ通産大臣、不法材の輸入で攻撃される」

昨日、野党議員は、スラ通産大臣が 80,000 m³ の不当な木材輸入許可を与えた、として不信任の緊急動議を議会に提出した。野党議員の指摘は次のとおり。

- ① 木材はタイ、ビルマで不当に伐採されたもので原産地証明がない。
- ② 木材の輸入は議会の承認を必要とするのに、通産大臣の権限で許可された。
- ③ 二つの木材輸入業者の申請額は 73 百万バーツであったが、実際は 415 百万バーツである。
- ④ 以前からビルマ政府は反政府分子による密貿易を取締るよう要請してきており、こういった取引は両国の関係を悪化させる。
- ⑤ この問題を公にした日刊紙「ナエウナ」のオーナーは、爆弾をしかけたなどの脅迫を 5 回も受けている。

(BANGKOK POST, 1986. 9. 19)

この問題は全てのマスコミで連日取り上げられた。野党は不信任案の審議を迫ったが、政府はその回避工作、次に審議の延期、そして大臣の辞職工作など、対応に苦慮した。一方、大臣は、

① タイは現在森林資源が不足してきており、国内消費、輸出のため大量の木材が必要である。

② 隣接国の中には自国の経済活動のため、タイからスズ鉱石を密輸入している国もあり、この問題に過敏になる必要はない。

③ ビルマからの不法材の輸入は、長い間にわたり広く知れ渡っている事柄である。

④ 全て、自国の利益を考えて許可したものであり辞める考えはない。

この問題は「Log Scandal」として約一か月間マスコミをにぎわし、同時に、これまでのいろんな事実も明らかにされた。その中で私の所に持ち込まれた話で“メイ・ホンソンのチーク材 20,000 m³”の件は、前通産大臣が輸入を不許可にした物件の一つであることが判明した。

5. 最後に

タイは森林国の中で、近年特に森林破壊が顕著である国の一つである。その原因についてマスコミ報道や国際的な援助活動は、焼畑農業、ヘロイン生産、に集中する傾向にある。不法伐採に関する報道はいろんな制約、圧力があり、対応も困難な面が多いのは確かである。いみじくも、Log Scandal で通産大臣が開き直っていたようにである。

村人も都会の人も、燃料や住宅資材など民生用として、伐出業、木炭、木材工業などでの経済活動の原料として木材に依存しつづけてきている限り、この図式を変更することは大変なことである。しかしながら、実態を充分認識し、適切な対応を図ることは不可能ではない。

また、森林施業については、森林保全、保続を考慮した奥地林の開発、木材利用率の向上などによる安定した木材の供給、林道の導入による造林、森林副産物の利用など森林の集約的活用による山村経済の向上、などの対策も検討されるべきである。